

産 業 建 設 委 員 会 記 録

開会年月日	平成 24 年 3 月 19 日
開 会 時 刻	午前 9 時 59 分
閉 会 時 刻	午後 1 時 12 分
出席委員名	◎広 耕太郎 ○岡田 善行 辻 孝記 品川 幸久
	山根 隆司 小山 敏 工村 一三 山本 正一
	世古口新吾
	西山 則夫 議長
欠席委員名	なし
署 名 者	辻 孝記 品川 幸久
担 当 書 記	中野 諭
審 査 議 案	議案第 14 号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算 (第 5 号)中 当委員会関係分
	議案第 18 号 平成 23 年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)
	議案第 19 号 平成 23 年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
	議案第 20 号 平成 23 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第 2 号)
	議案第 23 号 平成 23 年度伊勢市水道事業会計補正予算(第 2 号)
	議案第 24 号 平成 23 年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第 2 号)
	議案第 31 号 伊勢観光交通対策基金条例の制定について
	議案第 34 号 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について
	議案第 37 号 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
	議案第 38 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について
	議案第 39 号 伊勢市宮宇治駐車場条例の一部改正について
	議案第 40 号 伊勢市営住宅管理条例の一部改正について
	議案第 52 号 財産の処分について
	議案第 53 号 市道の路線の認定について
	平成23年 請願第8号 「「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願
説 明 員	産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、都市整備部次長
	産業観光部参事 観光企画課長、都市計画課長、交通政策課長ほか関係参与

☆審査経過並びに結果

H24.03.19（委員会）

開会 9:59

広委員長開会宣言及び会議成立宣言。委員会記録の署名委員に辻委員、品川委員を指名し直ちに会議に入った。

「議案第14号平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）」中 当委員会関係分、「議案第18号平成23年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第19号平成23年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第20号平成23年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）」、「議案第23号平成23年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第24号平成23年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）」「議案第31号伊勢観光交通対策基金条例の制定について」、「議案第34号伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について」、「議案第37号伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」、「議案第38号伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」、「議案第39号伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について」、「議案第40号伊勢市営住宅管理条例の一部改正について」「議案第52号財産の処分について」、「議案第53号市道の路線の認定について」「平成23年請願第8号「T P P参加反対の意見書」提出を求める請願」を順次議題とし、議案第14号、18号、19号、20号、23号、24号、31号、34号、37号、39号、40号、52号、53号については全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定し、案第38号については、可否同数により委員長採決により原案可決となった。

平成23年請願第8号については、賛成多数により採択すべしと決定し、意見書案についても賛成多数により原案どおりと決定し、賛成委員の連名で提出することに決定した。

委員長報告文作成については、正副委員長に一任と決定して委員会を閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

（開会 午前9時59分）

◎広委員長

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

異議なしと認めます。

それでは指名いたします。辻委員、品川委員の御両名をお願いいたします。

本日御審査願います案件は、お手元に配付の審査案件一覧のとおり、3月5日の本会議で当委員会に付託されました14件及び継続審査となっております平成23年請願第8号の計15件でございます。

お諮りをいたします。審査方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

議員間の自由討議については、申し出がございましたら随時行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員会での質問は一問一答方式をお願いいたします。

【議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中当委員会関係分】

◎広委員長

それでは、「議案第14号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）」中、当委員会関係分を議題といたします。

初めに、総務費を御審査願います。

補正予算書の47ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目25交通対策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので、目25交通対策費を終わります。

次に、48ページをお開きください。

目30エネルギー対策費を御審査願います。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので、目30エネルギー対策費を終わります。

次に、労働費を御審査願います。

83 ページ、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費、目 2 緊急地域雇用対策事業費、大事業 1 緊急雇用創出事業、中事業 3 農林漁業関連雇用対策事業及び大事業 2 ふるさと雇用再生事業、中事業 1 観光関連ふるさと雇用再生事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので以上で労働費を終わります。

次に、農林水産業費を御審査願います。

84 ページから 91 ページにかけまして、款 6 農林水産業費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので以上で農林水産業費を終わります。

次に、商工費を御審査願います。

93 ページ、款 7 商工費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で商工費を終わります。

次に、観光費を御審査願います。

95 ページ、款 8 観光費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

品川委員。

○品川委員

ここの観光総務費のところのバリアフリー観光向上事業のところでは 4 千万の予算が組まれて、3 千万の執行残が出ておるわけですが、ここら辺の経過をちょっと御説明ください。

◎広委員長

観光事業課長。

●北村観光企画課長

当初 4 千万の補助金を計上させていただきました。現在の状況としまして、平成 24 年 2 月現在で、補助金の件数は 7 件、金額が 817 万 6 千円となっております。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

7件で817万6千円ということで、これ建物というのは宿泊施設というので、あるのですが、その縛りというのはどこら辺までになるのか。まあ言うたら、観光ホテルであるとか、ビジネスホテルとか、それとも全部適用されておるのかどうか、もう1回説明していただけますか。

◎広委員長
課長。

●北村観光事業課長

委員の仰せのとおり、宿泊施設、ビジネスホテル全てを言います。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

私、この政策に反対ということはないのですが、ただ、それをしたらそのやっておられる方が、どれくらい次の時にステップとして、そここのところの観光を売り出してくれるのかということ、大事なところですね。ただ、トイレとか入り口にスロープをつけただけで、それを市が補助しましたよというだけで終わってしまうようなことでは駄目だと思うんですね。それをすることによって全国的にうちはこんなことをやっていますから、どうぞ泊まりに来てくださいというようなことが、ついてこない、あんまり意味がないと思うんですね。そこら辺はどうですか。

◎広委員長
課長。

●北村観光企画課長

委員の仰せのとおり改修したあとのフォローも大事だというふうに考えております。その辺はNPO法人のですね、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターとも協働をしまして、来年度もそういったPRをしたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしく申し上げます。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

今回のこの観光は、観光課から目玉事業的なことで今回出されたやつだと思うんですね。私も前から観光は全庁一丸となって取り組むべきやということを言っていますので、これについて、ちょっと観光と目的は外れでないかとは言いませんが、ただ、現状で、

今観光で来てもらっている人たちは非常に若い世代が多いんですね。これ観光協会の皆さんが統計をとっておられるでよくわかると思うんですね。パワースポットであるとか、これから遷宮に向けて、若い人が非常に多く伊勢に流れてきておる。それに対するリピートのための政策も出していかないかということが大事だと思うんですね。ですから今回のこの事業をすることによってね、これは実際済んでからやっても良かったと思うのですがね。遷宮でたくさんの方が入ってきたときに、やっぱり不便が出てきたときに対応するといのもひとつの方法だと思いますが、まあやられておるんで、それはよしとしています。本来ならもうちょっと、若い世代がたくさん今チャンスなので、そのリピートを繰り返すための政策をね、どんどんあげていただきますように今後期待して終わっておきます。

◎広委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

発言もないようでございますので、以上で観光費を終わります。

次に、土木費を御審査願います。97 ページ、款9土木費、項1土木管理費から項3河川費までを御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

発言もないようでございますので、項1から項3までを終わります。

次に、106 ページ、項4港湾海岸費から項6住宅費までを御審査願います。

御発言はありませんか。

小山委員。

○小山委員

項5都市計画費の中の目5街路事業費のところ、2点お尋ねしたいと思います。

まず最初、八日市場高向線整備事業ですが、予算委員会でもこのことを聞かれていますけれども、ちょっと私からも。

現在、丸二ホテルから南のほうに約100メートル弱、整備予定で動いておりますけれども、ほとんど立ち退いておりますけれども、たった一軒だけ残っているところがあるんですけれども、何かネックになっているところがあるのでしょうか。

◎広委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

八日市場高向線の第1工区といわれる丸二ホテルから南側の工区で、現在、建物とし

て、一軒残っておるようでございます。

あちらにつきましては、ことしにつきましても何度も交渉させていただいておりますが、あそこは現在住居でございますので、その辺りのことで移転していただかなくてはならないということがございますので、その辺りで現在まだふさわしいところがみつからないという状況でございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

今のペースで、予定どおりの工期で事業は完了できるんでしょうか。

◎広委員長

課長。

●堀基盤整備課長

実は、現在、建物としては一軒残っているような状態ですが、あそこは現在 23 筆ございまして、伊勢市になっておるのはまだ 9 筆でございまして、あとは開発公社のほうで取得していただいておりますということでございます。

ですので、今、ことし度もちよっと国のほうの予算がマイナス査定をいただいたというようなこともございますので、何とか国のほうにもお願いをして精力的に行って、25 年度の目標にかなうように努力してまいりたいと考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

早期実現をよろしく願います。

それで、2 点目の伊勢市駅前広場整備事業につきまして、若干お聞きしたいと思えますけれども、先日、久しぶりに、本当に久しぶりに伊勢市駅前再生検討委員会が開かれたわけなんですけれども、そこで、かなり厳しい意見が出されましたけれども、その意見を当局はどのように受け止めておられるか、ちょっとお聞かせください。

◎広委員長

課長。

●堀基盤整備課長

伊勢市駅前広場の計画でございます。

駅前広場の平面計画につきましては、平成 20 年 6 月 16 日開会の委員会の中で、初めて配置計画を出しました。

その後、21 年 2 月 20 日に基本的な考え方、配置案を検討して、そこでまたさまざまな意見をいただいたというところでございました。

そして、平成 22 年 12 月 24 日に、前回ですけれど、検討委員会のほうで基本設計の

結果をもとに基本的な配置をお示しさせていただいて、その時には特に御意見はいただかなかったというようなところでございます。

そして、今回、配置計画を出させていただきましたのは、その前回出しました 22 年 12 月 24 日の基本設計をもとに出したものでございますので、ほぼ前回と同様の配置計画を出させていただいたという状況でございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

わかりました。

平成 22 年 12 月 24 日に開かれてから 1 年 2 カ月ほどたっていて、その間にいろいろございましたね、ジャスコ跡地の計画がもう二転三転したということもあってですね、それで、検討委員会の皆さん方は全くそういうこと、検討委員会も開かれずに、どうなっているんだという声も聞いておりますけれども。ですから、駅前広場はジャスコの跡地と一体となって計画するというような報告を聞いておったと思うんですが、それで、ジャスコ跡地の計画が出てきて、この間の産建でも報告ありましたけれども、駅前広場、これでいきたいということで。それで、この間の駅前再生検討委員会では、かなりきついことを言われたと思うんですが、それを受けて平面計画を見直すとか、そういうお考えはないんでしょうか。

◎広委員長

課長。

●堀基盤整備課長

前回の、特に平面計画の部分でございますと、タクシーの部分がかなり多いのではないかというような御意見が、平面的な部分ではあったと思います。

以前のお話の中で、今現在タクシーが待っている部分というのは、待機スペースとして約 35 台が待機できるような状況になっておりますが、今回、計画させていただきましたものにつきましては、タクシー協会、あと地権者の JR 等々と協議させていただいて、待機スペースとしては 16 台を確保するというような形でまとめさせていただいておりますので、基本的な配置計画についてはこのままいかしていただきたいというところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

あそこでも、私傍聴していたんですけれども、タクシー、そんなに待機させている必要はないのではないかという声も随分多く出たわけなんですけれども、そこで、出された意見を、検討委員会を開いて、そこで意見を伺って、計画に反映していく、そういう主旨である検討委員会を開かれているかと思うんですが、言わせるだけ言わせておいて、全然見直す気がないのであれば、全く検討委員会をする必要もないし、1 年 2 カ月も放置

しておいたこと自体がいかげんなものかと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎広委員長
課長。

●堀基盤整備課長

配置計画につきましては、前回、この前あったその前の段階である程度お示しさせていただいて、それで、より具体的な設計を、今、させていただいておるところでございます。

それで、この前の時にいただいた意見の中に、例えば、シェルターの問題ありますとか、そういう御意見もいただいておりますので、その辺りについては今、どのような形でできるのかとか、そういうことは最終的に調整させていただきたいと考えておりますが、基本的な配置につきましては、いままで積み重ねてきたものがございますので、今の形で進めさせていただきたいと考えております。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

タクシーの待機の台数ですが、タクシーの営業権があるからこれだけの台数は与えなくてはならないとちらっと聞いたことがあるんですが、そのタクシー営業権というのは、この計画にどんな関係があるんですか。そのタクシーの営業権そのものちょっとよくわからないのですが。

◎広委員長
都市計画課長。

●谷口都市計画課長

タクシーの、JRのほうから構内営業権の承認をいただいております台数が100台を超えているというような状況でございます。

その中で、タクシーにつきましては極力配置につきましては、縮小させていただくと、タクシー協会、JRと協議をさせていただいて縮小されたということで、これがぎりぎりの線であるというような形で理解をいたしているところでございます。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

駅前広場は、JRの所有と伊勢市と両方ありますよね。そうすると、何と言いますかね、交通事業者のための広場なのか、伊勢市民及び観光客のための広場かというそういう観点から、どのようにお考えでしょうか。

◎広委員長

課長。

●谷口都市計画課長

駅前広場につきましては、都市計画上は交通の結節部分であるというふうな形で、バス、タクシー、それがまずは優先されるべきものでございます、都市計画上はそのような形でございます。

ただ、伊勢市駅の場合は、やはり市民、観光客というようなこと、それも重要視させていただきまして、このような状況で配置を検討させていただいたと、そのようなところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

だいたいわかりました。

では、今後、これちょっと、補正でこんなことを聞くとまずいのかな、予定では 24 年度中の完成でよかったですか。

◎広委員長

課長。

●堀基盤整備課長

そのとおりでございます。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので、項 4 から項 6 までは終わります。

次に、災害復旧費を御審査願います。

136 ページから 139 ページ、款 12 災害復旧費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので、以上で、災害復旧費を終わります。

114 ページの水防費についての御審査を願います。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、水防費を終わります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 14 号 平成 23 年度伊勢市一般会計補正予算(第 5 号)」
中当委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 18 号 平成 23 年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)】

◎広委員長

次に、「議案第 18 号 平成 23 年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号)」を御審査願います。

補正予算書の 251 ページをお開きください。251 ページから 263 ページまでとなります。

本件については、一括審査といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 18 号 平成 23 年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別
会計補正予算(第 1 号)」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 19 号 平成 23 年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）】

◎広委員長

次に「議案第 19 号 平成 23 年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」
をご審査願います。

267 ページをお開きください。267 ページから 275 ページまでとなります。

本件については一括審査といたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 19 号 平成 23 年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、
原案どおり可決すべしと決定いたしまして御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 20 号 平成 23 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）】

◎広委員長

次に、「議案第 20 号 平成 23 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）」
を御審査願います。

279 ページをお開きください。279 ページから 289 ページまでとなります。

本件については、一括審査といたします。
御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 20 号 平成 23 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第 2 号)」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 23 号 平成 23 年度伊勢市水道事業会計補正予算(第 2 号)】

◎広委員長

次に「議案第 23 号 平成 23 年度伊勢市水道事業会計補正予算(第 2 号)」をご審査願います。

補正予算書の 319 ページをお開きください。319 ページから 327 ページまでとなります。
本件については一括審査といたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 23 号 平成 23 年度伊勢市水道事業会計補正予算(第 2 号)」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 24 号 平成 23 年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第 2 号)】

◎広委員長

次に「議案第 24 号 平成 23 年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第 2 号)」を御審査願います。

331 ページをお開きください。331 ページから 341 ページまでとなります。

本件については一括審査といたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 24 号 平成 23 年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第 2 号)」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 31 号 伊勢市観光交通対策基金条例の制定について】

◎広委員長

次に、「議案第 31 号 伊勢市観光交通対策基金条例の制定について」を御審査願います。

条例等議案書の 42 ページをお開きください。42 ページから 44 ページまでとなります。

御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

基金条例のところ、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

条例の第3条でございますが、管理の関係で、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」ということで、条例に謳われておりますが、当然なことだと思いますが、このことについての行政の考え方をお聞きしておきたいと思います。

◎広委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

公金の取り扱いにつきましては、当然のことながら適正に取り扱おうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎広委員長

世古口委員。

○世古口委員

当然なことだと自分も理解をしておるわけですが、これについての「有利な方法により保管しなければならない」ということについて、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

この関係で、2項で、「必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」ということで謳っておりますが、この辺についても、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時28分)

◎広委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

委員の御質問の内容でございますけれども、現金につきましては、安全を確保するためということで、金融機関を活用いたします。それが1項目の部分だと読んでいただければと思ひます。

また、その現金を口座保管しておくだけでは、その「確実かつ有利な方法による保管」とは言えませんので、その中で口座の中に現金として、例えば普通預金の口座に入れておくだけではなくてという部分のひとつとしまして、例えば債権運用等で現金を運用す

る中で運用益を少しでも出せるようにということが可能になるようにこういう項目を設けさせていただいておるといところでございます。

以上でございます。

◎広委員長

世古口委員。

○世古口委員

この「有価証券に代えることができる」ということで、幅広く運用していきたいということは理解しますが、今、非常に情報の氾濫とか情報に対する信用性がない中で、やはりこういったことについては、特に慎重にやってもらわなければいけないのではなからうかな。この辺について、当局として考え方もお聞きしておきたいと思います。

◎広委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

確かに、金融機関につきましても、今、なかなか難しい部分もあると思いますけれども、まったく預け入れをしておくだけでも、それはどのようになるかわかりません。基本的には、会計課のほうで、それぞれのところを確認しながら、その時々が一番有利な形というものを探しながら、対応させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

◎広委員長

世古口委員。

○世古口委員

有利な対応ということで、やられるということでございますが、やはり4条に出ておりますように、運用益金の処理ということで、利潤を生むような方向での考え方については謳われておりますが、やはり運用の失敗というか、そういったことも十分考慮しなければならぬのではなからうかな、このように思う中で、損益の出た場合については、どのような対処をしていくのか。その辺についても参考までにお聞きしておきたいと思っております。

◎広委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

例えば、資金の活用の中で元本割れを生じるようなものに関しましては、手を出しませんので、そのようなことは起らない。ただ、デフォルトが起こった場合はどうなんだということになるとあれですけども、基本的には元本割れを生じないように策を講じておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

◎広委員長
世古口委員。

○世古口委員
言わんとすることは理解できないことはないのですが、非常に今、いろいろな情報も氾濫しておりますし、また、国レベル等においても、消えた年金とかいろいろと種々問題も出ております。

こういったことについて、十分心して損益の出ないような、運用の失敗のないような対応していただきたい。終わっておきます。

◎広委員長
他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長
御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長
討論なしと認めます。
お諮りいたします。「議案第 31 号 伊勢市観光交通対策基金条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 34 号 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について】

◎広委員長
次に、「議案第 34 号 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について」を御審査願います。

条例等議案書の 51 ページをお開きください。51 ページから 57 ページまでとなっております。

この議案については、伊勢市都市公園条例の一部改正が審議対象となります
御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。「議案第 34 号 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 37 号 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について】

◎広委員長

次に「議案第 37 号 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」のご審査を願います。

69ページをお開きください。69ページから71ページまでとなります。
御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。
「議案第37号 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 38 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について】

◎広委員長

次に「議案第 38 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」のご審査を願います。

72ページをお開きください。72ページから73ページまでとなります。

御発言はございませんか。

山根委員。

○山根委員

この条例につきまして、本当にもう、市長からいろんなこともお聞きしました。この議会中に市長は、期限を当初平成 24 年の 1 年限りということでお話をされておりましたけれども、やはり子供達のことを考え、私の任期中、24 年、25 年度という形で進めさせていただきたいということの御報告があったと思います。ぜひとも御理解くださいということでしたが、これにつきまして、予算特別委員会の中でも佐之井議員さんも申しましたが、総合的に検討し、伊勢市としての考え方を決めた上でやすらぎ公園のプールについて廃止か存続を議論すべきであるということを示されました。したがって、その答えが出るまではやすらぎ公園プール施設解体経費の予算執行を停止すべきであるという決議もされたということがございます。私もいろんなことを考えたのでございますが、その点も考え、今回のこの議案第 38 号については、今の段階で私としても判断しにくいという思いもあります。そういう思いもありまして、今の段階ではとりあえず私はこの議案については反対させていただきたいという思いをもって発言にかえさせていただきます。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

これ大事なことで、ここへ市長、市長の出席を求めて、市長にもやっぱし話を聞かないかと思うよ。

◎広委員長

今山本委員から市長の出席を求めるといふことの意味がございましたが、この件につきまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

よろしいですか、じゃあ休憩します。

(休憩 午前)

[市長・副市長入室]

(再開 午前)

◎広委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

御発言はございませんか・・・山本委員。

○山本委員

今日は市長に出席を私から求めました。と申しますのも先般、3月以前の話で、産業建設委員会で、あの時の当局からの報告によりますと、やすらぎプールの廃止案条例を出すと、それで廃止をすると。代替案は1年限りとするという報告があったのですが、ここ、予算委員会ずっと聞いておられますと、市長が私の任期中とこういふことを申されました。しかしながら産業建設委員会の委員、誰一人あなたが自分の任期中と言われたことは全く知らんわけであります。それでそこら辺の心変わりと申しますか、いっぺんそこら辺もお聞きをしたいなとこのように思います。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

それではですね、今回のやすらぎ公園プールのですね、代替策、そして廃止条例のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まずは今回の産業建設委員会で廃止条例のことについて御審議していただいていることに感謝申し上げたいと思えます。

そして今回の代替策につきましては、これまでの産業建設委員会、そして今回の3月市議会定例会で様々御意見を頂戴してまいりました。その中で以前やすらぎ公園プールを廃止するといったことから、まず何とか続けることはできないかということできざまな取り組みをさせていただきました。その中で何とか目標を設定して、それをクリアして皆さまにも御理解いただける環境をつくっていききたいということで当局担当者と努力をしてまいりました。これにつきましては市民の方々のアイデア等も入れさせていただいたところでございます。しかしながら、現実なところとして結果等申し上げますと、実際その目標数値の設定の状況、そしてそれをクリアできなかったというのが、現在のところでございます。

その後何とか続けていきたいという気持ちはありながらも、しかし廃止条例として、廃止するにあたっては、代わりに子供達が夏休みにそういった過ごせる環境を少しでも確保していきたいということで、代替案のほうをこちらでまとめさせていただきました。

その内容につきましてさまざまな御意見をいただきました。その中で、例えば市民プールのプール行政のあり方のお話から、例えば泳げない子供達、そして実は体の悪い子供達のセーフティネットはどうするんだという、そういったさまざまな観点の御意見を頂戴しました。その後、我々も検討した結果、子供達の遊べる環境、笑顔を確保する態勢として、代替案の期間を私の任期中にさせていただきたいという思いに達した状況でございます。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

それは、市長、答弁になっておらんと思うのですよ。結局、なんで2年やと、前は1年といいながら、なんで2年にしたということは、そこら辺もちょっとわかりにくい。この問題においては、やっぱし市長がな、まずおわびをせないかんと思うんやわ。市民の皆さん、また議会の皆さん方にも。あなたが当選をして、このやすらぎプールは行財政改革の一環から、全部公的なあれを見直すという一環の中で、これが廃止になったわけや。ところがあなたが当選をして、まだ子供達の笑顔やと、こういうことをずっと話をするもんで、ややこしくなって、あなたがまず、私の見通しが甘かったと、そらそうですやんか。これ去年の302人ですか、302人の利用者やな、1年間のこの営業、プールがずっと動いておる間に、そういうことやろ。これことし度の1日の平均利用者数は302人でと、1日が302人ということですよ。そういうことであなたの見通しが非常に甘かったと、そういうことの中で、まあまあやっぱし、それと市の状況もまずかったと。去年はちょっと値上げもしたけれども、それでも間に合わんと。それと費用対効果を考えると、費用対効果という、これなかなか難しいのですが、非常にお金があると、お金が。これ、聞くところによりますと、24年、ことしこれを動かしていこうと思うと、これを開設していこうと思うと、だいたい修理費530万円いると、ことしで。そやけどもこれはことしだけの限定やと。25年度になると大規模改修をして、4,800万円からいると。それで今の赤字をみていくと、500万から600万、700万ぐらいの1年間の赤字が出てくるやろと。そういうことの中であなたらが、これは廃止やとこういうよう決めたのと違うんですか。それで1年間の、あの時に廃止やと決めておいたらまた別に、廃止がいいのか、悪いのかの議論だけやけれども、あなたがまた子供の笑顔やというようなことの中で、1年間の代替案を出してきたで、先の産業建設委員会は、もう、1年やったらやめておくと、その前提にはこれを廃止するということがあったので、1年だったらやめておいたらどうやということになったんと違うん。だからそれやったらその後で当局から実はあれを廃止しますと、こういうような話があったわな、これ。そこら辺は一体どうなるとんやら。ぶれてぶれて、あんたらはふれてへんというけれども、代替案にしてもおおぶれやわな。代替案をまず出してきた。議論があった。そして代替案が1年、1年だったらやめます。今度は自分の任期中ということになっておるんやと。あなたの思いというのほどどこにあるんやと。子供の笑顔、笑顔ということやったら、ずっとやったらいい。赤字があろうが、なかろうが。しかし今そんなような当局の財政状況やないやろ。市民病院もどんなんや。学校の建て替え問題もある。それと小中学校のエアコンの問題もある。金のあることばかりやろ。そやでそここのところをあなたらも見越して、これはもうやむなきに至ると、こういうように判断したのちがうん。まずあなたがおわびをして、元に戻してもらわないかんわ、話を。それが、あなたがいつでも子供の笑顔、子供の笑顔と。子供の笑顔にするんやったらこんな廃止なんかしてこんとずっとしたらどう。一体何を考えておるんやと。あなたの主義主張というか、芯のあるところは一体どこなんやと。それがぶれてぶれてぶれまくるんで、こんな大きな問題になってきておるんとちがうん。いっぺん市長そこのところ答弁してさ。

◎広委員長
市長。

●鈴木市長

まずですね、今回のやすらぎ公園プールのですね、私の気持ちとしては続けていきたい。その上で検証をさせていただきたいということで、2年間取り組みをさせていただきました。その2年間の取り組みの中で、一度廃止の決定をして、それを存続ということで戻らせていただいた以上、議会の皆さまからもさまざまな御意見を頂戴いたしました。そのように記憶しております。その中で1回検証をするのであれば、目標数値の設定も必要であろう、そして目標が達成できなかったことにどのような対処をしていくべきなんだろう、そういった御意見も頂戴してまいりました。そういったことも含めまして目標数値を設定して2年間我々としては取り組みをさせていただきました。そのことにつきましては見込みの甘さや取り組みの不十分さ、そういった課題はあろうかと思えます。その点につきまして我々としましてはそういったことを反省点としていかなければならないと思えます。

そして代替策の1年、2年の期間の変更については、私の責任でしかないというふうになっております。この点につきましては、少しでも子供達にそういう環境をつくっていきたくてそういった思いで、2年間取り組みをさせていただきました。当初1年間といった話の内容を議員のほうでお話をいただいております、もう代替策はなくていいんじゃないかというようなお話もございました。そういった皆様方の御意見も組しながら最終的には2年間、任期中はやらせていただきたいというふうな形で御報告はさせていただいたところでございます。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

代替案が短絡的なんや。ただ1年間、あなたが苦し紛れにこの、今も言っておるように、子供がどうやこうやという話なら、やっぱりずっとしていったらいい。このいわゆるやすらぎ公園の廃止条例を出してこんど、赤字なんですけどということで、あなたはしたらええんやんか。

それと代替案を、あそこを、僕はよくわからんけれども、庁内でこれを出してくるときに、これを廃止したら、一体あそこをどういうような使い道にするんやとか、霊園公社とどういうような話をしていかなならんのやとか、またプールの、あそこはいかんけれども、違うところのプールを考えていこうにと。学校でもこれからみな閉鎖をしていくところもあるわけや。そのプールはどういうような形で、費用対効果も考えながら、金額を少なくして工事に入っていくとか、いろんな代替案を出してこないかんわな。そこら辺がまったくできておらんわな、これ。そやであまり乱暴すぎるやないかという議論にもなるわ。代替案はこうですと、あそこ本当に彼岸の時には車がやめられやんぐらいいっぱいなんや。だからそこを駐車場にするのもひとつやろし、駐車場にして、よその学校へちょっと金も、これ以上かからんでも、何とかして子供のあれをということで、それもひとつやろし、何にもなしにこういうものをしてくるで、あなたの思いというのはどこにあるんやということになるわな。

それなら廃止案、あんたら引っ込めて継続しますということはどうなん、それ、あんた。子供のあれをしたいんやと、いうことになってきたら、片や廃止案を出しておいて、つくりたい、まだ動かしたい、動かしたいということでは、どうも矛盾しておるわな。これ廃止をする条例を出してきておるわけやんか。そうですやろ。それでまだしたいと、子供の笑顔を見たいんやと。そこら辺の整合性はどうなんや。

◎広委員長
市長。

●鈴木市長

気持ちの上では、やすらぎ公園プールというような施設は子供達がたくさん喜んでいただけるといのは、すごく実感をしていまして、廃止条例につきましては、今回24年度解体予算費用と同時に、提出をさせていただきました。その上でその代わりにということで、子供達が違うプールですね、利用しやすい環境をつくっていくために、民間の企業さまにも御協力をいただいて、現状こういったお話をさせていただいているという状況でございます。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

廃止条例を出した根拠はなんなん。これ廃止条例をなぜ出したの。やすらぎ公園プールの廃止条例を出して、あそこはやめたいという根拠はなんなん。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

今回の条例の廃止を提出させていただきました経過につきましては、これまでも御議論をいただいてまいりました。その中で22年、23年と継続をさせていただきましたが、思うように収支改善でありますと、入場者数の増を見込むことができなかつたということから、当初の計画のような形で計画で廃止をさせていただいたということであげさせていただきます。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

ここでまたな、あなたらのその考えと市長の考え方がずれてくるわけや。あなたらはそういうことで廃止条例を出して、これはこの段階ではやむをえんという話で、前の産建で1年間ということの限定で話をしてきたけれども、今また市長が言うように2年間、私の任期中ということになってくるとな、そこら辺の整合性が全くないわけやんか。そうですやろ。あの時の前の産建の話でも、1年間限定でやめるんやという根拠の

元に1年間やったらもう早いうちにやめたらどうやという話やったんやんか。今あなたらの言うのと、市長の言うとのが矛盾しておるわな、現実。そうしたら一体どうなっとんのやという話やんか。結局その廃止条例を出すのは、万感やむをえんと、今ここへきて自分らの思い込みも違っておったと、金があるんやと、それで廃止をしたいとこういうことと違うの。

◎広委員長
市長。

●鈴木市長

廃止条例をここに提案をさせていただいたところに関しましては、当然私も担当部局も一緒に議論をしながら決定をさせていただいておりますので、その点につきましては、産業観光部、私どもとしてもこの辺の考えは合致しております。ただ、僕が、すいません、僕が子供達の笑顔の部分を使い過ぎてしまっているものですから、そういった誤解を与えてしまっている部分についてはおわびを申し上げないといかんのかなというふうに思います。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

これくどくど言っておってもいかんけれどもな、結局この3月6日の新聞によりますと、産建があったときな、産建のあと1年限りの処置に対して場当たりのとして批判したと。それはやめるという前提の元で、1年間なんかしてもしょうがないやんかと。するんやったら長いことしろとか、もう1年間やるのならやめよと、こういう議論はありましたわな、現実。それはわかるな。その中で、市幹部とその後、市長、副市長、部長級職員が出席した庁内会議でこの問題が話し合われた際、実施見送りの声が多く、一部市議には断念するという意向が伝えられたと。これ新聞記事あるわな。それで現実にあなたら、各委員さん全部に、1年間は断念しますと、それですぐにやめますという話がありましたわな、現実。それでこれ、私も電話がかかってきたときに、そんな、安易なあれではいかな。もっと庁内でもんで、もんで話をしながら委員会とかそういうところを出してこないかんというて僕も注意したわけや。そうしたら今回2年となってきたおるで、一体どんなんかいなど。そやで廃止に至った根拠を聞いておるんや、廃止に至った根拠を。そうすると2点、3点してくると一体市は何を考慮しておるのかいなど、市は。まずあなたが、市長が一番の責任者やで、あなたがもっとはっきりせないかんわ、はっきり。そやで皆迷うわけや。そういうことやろ。

今度これ、これから先の話、今日はこの委員会では、この条例を、やすらぎ公園プールの条例の廃止をするあれやで、もうあんまり違うところに飛んでいってもいかんけれども、やっぱりあなたがもっとはっきりせないかんわ、はっきり。

子供が大事なんやと、これからは、もうやっぱり子供をたくさん産んでもらって、プールで泳んでもらって、体力増進もしてもらって、何やかいやせないかんのやと。だから赤字があってもつukらないかんのやという思いやったら、片やそういう思いがあって、片やお金が要りすぎるで、やっぱりやめていかないかと。それで人によって右へ行っ

たり、左へ行ったりしておるでこんな問題になる。あなた信念がないで。そやでみんなに迷惑がかかるわさ。迷惑が。だからあなたの本当の意図がどこにあるのかなど。僕もわからんし、皆わからんのと違う。そやけどこれ本当にこれずっと進めていくとお金もいるわ、これ、何千万もいってくるもん現実に。そういうことやろ。これいっぺんそこら辺のお金の見通し、中井産業観光部長ちょっと報告してんかん。これどうなっておんのやな。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

現在私どもとしては廃止をお願いして、またこれの代替策という形で予算のほうもお願いをさせていただいておるところでございます。仮にという話でご了解をいただきたいと思うのですが、24年度にもし存続をしていくということになりますと、実は流水プールの水を回しますモーターが、これは破損をしてきております。それからまた泳いでいただくために、皆さんがおっていただくいわゆるビニールシートの部分等の破損等もございますので、約530万ほど緊急な金額が必要になると見込んでおります。

それとあわせて、以前からお話をしております全体的な大規模な補修というのが、4,800万円ぐらい必要であろうと考えておりますので、ここ数年のうちには、5千万円を越える金額が必要になるのではないかと見込んでおります。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

長いこと話しておってもいかんのもうしません、市長、これあなたがやっぱりぶれやんように自分の思いがあったら、それはもう各委員さん、別に、税金を投入していくのはやぶさかではないと思うのですよ。それはもう、こういうものや、福祉の問題、教育の問題等々は、お金が要って当たり前なんや。そやであなたがぶれるもんで、いろんな問題を起こしておると思うんよ。

それはあんなところで絶対収益が上がるわけないんやで。そやけど三重県14市を見ても、ないところもあるんやわな。市民プールがないところもあるわけや。全てがあるということではないと思う、ないところもあるんやわ。なかつたらないように、あるように工夫もせなならんし、あなたがぶれるもんで問題を起こすだけで、まあまあ、もうこれ以上言っても一緒の話なんで、また次の機会にするけれども、私はそういうふうと思うんで、ちゃんとやっぱしあなたがぶれやんようにひとつよろしく願いをして終わりたいと思います。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時08分)

◎広委員長
休憩を閉じ、会議を続けます。

辻委員。

○辻委員

ちょっとこの何点か聞きたいので、順番に聞かせていただきたいと思います。

まず市としての市民プールではありませんが、プール行政の位置づけという部分としてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

私ども今回のやすらぎ公園プールの廃止ということを検討するにあたりまして、いろいろと議論をしましてまいりました。市民プールというような言い方がいいのかどうかわかりませんが、やはりこのやすらぎ公園プール本来は、もともとは勤労者の皆さま方に福利厚生ということでできたものでございます。これは御承知のとおりでございます。それ以降、15年に市のほう譲り受けまして、市民のためのプールということもつけ加えながら、今条例も改正し取り組んでまいりました。その段階から、勤労者の方のプール、あるいは市民のためのプールと、そんな中での健康増進を図るというふうなこと目的に取り組んでまいりました。

今回このプールを廃止するにあたりましては、やはりガイドラインがございますので、それにもとづいて、やはり代替の施設があるのか、ないのかということも含めまして、議論をさせていただきました。特にこのプールにつきましては、泳ぐだけではなく、レジャー的な要素もありますので、そういうふうな意味も含めまして、泳ぐ施設の代替はあるのか、あるいはレジャー的な施設の代替があるのかということも含めた中で、現在議論を進めてまいったところでございます。

それらの中で、今お尋ねの位置づけということになりますけれども、やはり代替施設があるということから、今回廃止もやむをえないということに至ったところでございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

先ほどガイドラインの話も出ましたが、そのレジャーと、泳ぐためのという話もありました。レジャー、その部分でいくと他にも施設があるのかなというふうに思いますし、泳ぐためという、それもまた他の施設があるという位置づけですね、そういう形ではある意味で理解ができますが、このガイドラインのほうで6項目、先日も予算特別委員会の中でも話がありましたけれども、その6項目に対して、いくつ以上これあてはまってくると、廃止にしていこうというふうに基本的にお考えですか。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

ガイドラインのほうは御承知のように6項目ございます。同種の施設が複数あるか、あるいは老朽化が著しい、市民の利用が著しく低い、設置目的・意図が希薄化している、維持管理経費が高額であると、それから市が直営管理しているという6項目があるわけですが、これら全てにつきまして、今回このやすらぎ公園プールについては当てはめたところでございます。

先ほどもいいましたように、同種の施設もございまして、老朽化というのは、やはり建築以降30年経過してきておるといこと、市民の利用が著しく低いというのは、いろいろ御議論いただきましたけれども、私どもとしましては、昨年度1万3千何某という数字であるといこと、それから設置の目的につきましても当初勤労者のプールであったというものが、市民プールといことに変えてきた関係で、他の施設もあるといことから、一応の役割としては果たしたのではなかろうかと。維持管理費につきましては、年間500万円以上の赤字が出ておる、またあわせまして定期的に高額な大規模修繕をしなければならないといことがあります。市の直営でありますがために、やはり指定管理者とかそういうふうなことも考えてはみたのですが、やはり短期的なものでありますので、なかなか指定管理をしていただくのも難しいといことから廃止といことに至ったわけでございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

言いたいことはよくわかりますが、先ほど言われたように市民の利用が著しく低い施設というのが、ある意味では難しい判断のところだとは思いますが。それ以外の5項目に関してはある程度あてはまっていくんだらうといふふうに思っております。今回の議案は先ほどもお話がありましたように、この公園プール条例の廃止についてといふふうなお話でございまして、先ほど山本委員からも話がありましたが、代替案としても、市長の任期中といふお話がありました。市長の思いとして、その代替案、任期中といふのはどこまでを言われるのか。市長は2年後、1年半後ですね、もう1度市長選に出て当選されたら、そのまま続けていく考えであるのかどうかもお聞きしたいと思っております。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

ひとまず任期中とお答えさせていただいたのは、次の退任するまでの期間という意味合いでお答えさせていただきました。

恐らく今、公共施設それぞれの白書を製作をしております、公共施設のあり方につきましては、その都度、議論をしていかなければならない、そういった必要性もあるといふふうに感じております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

というか2年というふうにいったん理解をさせていただいておきます。

そうしたら今回ですね、我々ちょっと心配しているのは、先日も産業建設委員会でも、協議会でも話があったのは、代替案の1年、それから、あと何かいいさくがないのかなということが、なかなかなかったというのが事実として、我々としてもありましたから、ひとつ考えとして、これから今、教育民生委員会のほうでも御協議されておりますけれども、学校の適正配置の問題がありまして、小学校プール等がこれから余ってくるだろうと。ほとんどの小学校に関しましては、大小のプールがございまして、低学年用、高学年用というような形のプールがあるわけですね。その辺のプールの今後ですね、考えていく上で利用をすることができるのかどうか、まずお聞きしたいのですが、よろしいんでしょうか。

◎広委員長

教育部長。

●佐々木教育部長

学校プールの一般開放、特に今のお尋ねは、今後の適正規模化・適正配置によって使わなくなる学校のプールについてどうしていくのかということですが、教育委員会といたしましては、仮に学校プールあるいはそういった廃校になる学校のプール、これを一般開放という方針が市として明確になりましたら、その実現に向けて努力をしてまいりたいというふうには考えております。まだ現在そういったような方針が明確になっておりませんので、そういう方針が示されたら、その実現に向けて努力をさせていただきたいというふうに思っております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

そうすると、今後検討していったら、市の方針が出れば開放も可能であるというふうな御答弁だったと思いますが、今現在、その辺どんなふうに考えたらいいのですかね。今すぐ開放できないというネックというのは何があるのでしょうか。

◎広委員長

教育部長。

●佐々木教育部長

申し訳ないです。現在使用している学校のプールについてのことでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず授業で使わせていただいておりますので、仮に一般開放するということになれば夏休み期間ということに限定されるということになるかと思っております。またその夏休み期間中ですが、これ全ての学校で、小学校、特に全ての学校でPTAを中心としたプール運営委員会、これを結成いたしまして、各校自分のところの児童を対象に自由水泳を行っているというのが現状でございます。

従いまして、一般開放をするということになりますと、この自由水泳との調整を図る必要が出てまいります。それでこの自由水泳との調整を図ることができましたならば、一般開放を行うということは可能というふうには考えますが、一般開放を行う場合には、ただし、安全確保のための監視員の配置等、運営管理費も必要になってくる。こういったことも総合的に考えながら方針が出れば、教育委員会としては検討してまいりたいとこのように考えております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。そういった部分では、調整が全部済めば可能だという話だったので、この辺は担保してですね、今回ですね、条例が廃止をするというような形での議案があがってきておるわけで、もしこの条例が残った場合、まあ要するにここでもし否決、本会議でも否決された場合ですね、この場合は、条例が残るとこの使用等の、使用の停止がですね、できるのかできないのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

◎広委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

今回の条例をあげさせていただいておりますが、もしこれが否決をということになった場合でございますが、基本的には、その場合には、公の施設でありますので、この施設を運営しろというようなご指示を頂戴したものであるというふうに理解をさせていただいたというふうに思います。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

条例を読ませていただきますと、プールの利用に供する期間及び時間は規則で定めるとありまして、その規則の中にはですね、あるいは市長が特に必要があると認めるときは、利用期間若しくは利用時間を変更し、又は利用期間内において臨時にプールの利用を休止することができるというふうに書いてあります。

私は先ほど山本委員からも話がありましたが、今のやすらぎ公園プールに対して、いったん使うことになると500何十万円、先々は、ここは廃止しますというような基本的な考え方がある中で、お金をかけていくというのはどうかというふうに思っておりますので、この条例や規則を通して、ひととおり、市長等が代替案をされておられるように、いったん民間の施設を利用させていただきながら、先ほど学校の問題も聞かせていただきました。学校のプール等ですね、使えるような形でですね、ご検討をいただいておりますので、そういったことができるかどうかをこの間模索をする必要があるのではないかと。僕は廃止をしていこうというものに金をかけていくというのは、どうかというふうに思っておりますので、その辺の条例等規則に対して、先ほど私が言わせてもらったような

形での御提案を受け入れることはできるのでしょうか。その辺をお聞きしたいのですが。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

基本的には私ども、今回は条例そのものを廃止ということであげさせていただいております。それと、その廃止することによりまして、お子さん達を中心とした方々に泳ぐ機会を何とか提供を併せてしたいということから、代替案ということでございますので、もちろん、その廃止をお認めいただければ、そのような解体経費も予算の中で現在意見を頂戴しておりますけれども、そのような状況で進めたいというような当初の考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

もちろんいろいろと聞かせてもらいましたが、最後に市長のお考えだけお聞かせ願いたいと思っております。先ほど言わせてもらったような形で、市長としてはいろいろと、子供の笑顔等も見たいというふうな話があって、悪いコンセプトじゃないと私は思っておりますけれども、それをどこに求めるのかというのは、僕は考え方があろうかと思っております。やすらぎ公園プールでいいのかということもあろうかと思っております。利便性、それから本当に、市民に、皆さんに使っていただくのであれば、もっともっと場所を考えていかなければいけませんし、あの山の上で、本当に使い勝手がいいのかどうかというのは、私ども疑問符を打たざるをえないのです。だけど今、教育部長や産業観光部長の話もありましたけれども、今中途半端な状態にあろうかというふうに思っておりますので、その点、市長は、本当にどんなふうにしたいのか、もう一度このところお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

◎広委員長
市長。

●鈴木市長

これまでの議論の中からですね、やすらぎのほうの廃止とそれに代わるものということで、御説明とそして御報告をさせていただいてまいりました。それで学校のプールの利用に関しましては、費用がかからなければ、非常にありがたいなと思っておりますけれども、僕もまだ細部にわたってまで検討を始めておりません。この点につきましては、実際、市民プールとしてのあり方というのはひとつの課題をいただいているものというふうにして理解をしておるところでございます。

◎広委員長
世古口委員。

○世古口委員

いろいろまあ委員の中で議論されておりますので、そういったことを聞いておる中で、自分なりにも判断をしていきたいとこのように考えておりますが、この廃止条例について、市長のほうでぐらついておるのか、とことんこの廃止条例でいくのか、そこら辺の決意だけちょっと聞かせてください。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

当然ですね、市議会の皆さまの御審議をいただく案件ですので、これまでと同様に廃止、そして代替案という形で提案をさせていただいているところでございます。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

私は予算委員会の中に入れてもらいました一人、私だけが予算委員会の委員ですが、それで予算委員会の中で非常にいろいろな討議がされました。その前に前回の産業建設委員会がございまして、山本委員が言われましたように、非常に市長のほうの考えが予算委員会を通して、この産業建設委員会にくるまでもぶれがあったというふうに私も感じております。

それで、ひとつ、1点だけなんです、この予算委員会のほうで付帯決議案が可決されました。それに対して、その後市長、この条例に絡みましてどういうふうな考え方もたれたのか、この附帯決議に対してどういうふうな考え方もたれたのか、その点をお聞きしたいと思います。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

予算委員会でのですね、議論の経過というのは、本当にさまざまな御意見を頂戴いたしましたけれども、やはりそういうやすらぎ公園プールのもっている歴史だとか、子供達の環境の整備に対して、非常に気持ちを強くもっていただいていることが、私自身理解をさせていただいたところでございます。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

この中で先ほど辻委員さんが言われました市民プールの位置づけということについて、特にこの予算委員会の付帯決議の中で言われておりましたけれども代替案に対して、民間のプールに関しましても満員、満ぱんの状態であるとか、あるいは、学校プールに

つきましては先ほど聞かれましたようにまだまだこれから検討の状況に入っていくということで、私はこの位置づけという本当にまだ明確になっていないんじゃないかと、市民プールとしてのというふうな金地であります。まあ子供達の笑顔を取り戻すためという話もございましたけれども、私はまた討論のほうで話をさせていただきますけれども、何とか残していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

◎広委員長
副委員長。

○岡田副委員長

すいません。今皆さま、各委員がいろいろ話してもらいましたので、ちょっと数点聞きたいところだけ聞かせてもらいます。

こちらのほうですが、行革の観点から公共施設のほうの赤字分で今度廃止しなければならないという話になっていると思うのですが、基本的に公共施設は赤字、まあこれは仕方ないと思うのですよ。これで赤字の部分全てを廃止しろ、そういう話になるとプール以外のところも廃止しなければならない。そうすると体育館であろうが外の施設であろうが、野球場でもそうです。そういったことが全て含まれると思うのですが、そういう点は別にしまして、このプールに関しては、今、他の代替案があるということでお聞きしております。これは千の杜さんの話をしていると思うのですが、この千の杜さんは、契約期間というのは、ある程度話していると思うのですが、1年だけなんですか。それか長期間の契約がとれるのでしょうか。その点だけお聞かせください。

◎広委員長
商工労政課長。

●奥野商工労政課長

当初こちらのほう平成24年度の取り組みでというふうなことでお話をさせていただいたところがございますので、現在のところまだ1年というふうなことでございます。

◎広委員長
副委員長。

○岡田副委員長

わかりました。1年間ということですね。私これの件に関してちょっと心配している件があるのです。千の杜さんとしましては、民間ですよ、民間のホテルのほうで、例えばここに人が来られました。そうなった場合、かなりの人がきます、来た場合に宿泊客からの苦情なりが出て、これでまたプールのほうは差し控えてくださいというかもしれません。もしくは、のちのちプールをやめますのでこちらでは使わせませんといったときのセーフティネットというのが見えてこないです。そういう点、辻委員が言われたように小学校プールを使わせてもらえるというのが担保されていれば、話はまた別なのですが、それも今は努力をさせてもらって話し合いがうまくいけば使わせてもらえる。そういう点では、ちょっと問題があるのかなと思います。

基本的には市民プールの考え方というのはいろいろあると思いますが、基本的に元気な方、そういう方に関してはB&Gを使ってもらい、海・川もあります、この辺りは、地域的に。そういうところを使ってもらい、できると思います。ただし子供・老人・身体に障がいのある方、身体的に弱者な方ですよね、こういう点を考えるとやっぱり市としてセーフティネットをかけないといけないと思いますが、そういう点の将来的な展望をどう考えているかその点だけお聞かせください。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

今回やすらぎ公園プールの廃止にあたりまして委員の皆さまから種々御意見を頂戴いたしました。2月の産業建設委員会でもいろいろいただきましたし、また私どもも、このプールを市民プールという位置づけ、あるいは、弱者という言葉がいいのかどうかわかりませんが、セーフティネットとしての位置づけ等も含めまして考えさせていただいたところでございます。

正直福祉目的のためのプールという位置づけはしておりませんので、その辺につきましては、大変申し訳ないのですが、現在のところは考えていないということで御理解いただきたいと思います。

◎広委員長
副委員長。

○岡田副委員長

すいません。今の発言の中から、福祉プールを考えていないということは、基本的に伊勢市に福祉プールはない、いらぬという観点でいいかどうか、その1点だけお聞かせください。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

福祉のところがいらないというのではなくて現在のところ考えていないと、まだそこまで検討に至っていないということで御理解いただきたいと思います。

◎広委員長
副委員長。

○岡田副委員長

わかりました。検討していないということで認めてよろしいですね、そういう結果でよろしいですね。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

この福祉の目的のためのプールという位置づけだけではないということで御理解いただきたいと思います。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでありますので審査を終わります。

今から議員間の自由討議をいきたいと思いますが、御発言のある方、どうぞ。

小山委員。

○小山委員

このやすらぎ公園プールに限らずですね、公の施設というのは、ないよりあるほうがいいのは決まっておるんですよ。それでそうかといって、この公の施設がどんどんふえていけば市民生活は便利になるでしょうけれども、財政負担、当局の財政負担が耐えられなくなってくるということから、公の施設の見直しのガイドラインを設置して、2度にわたって検証をしたわけですね。この検証の結果、廃止もやむなしという結論を、2度検証をした結果、廃止やむなしという結論が出てですね、報告がありまして、私はその報告を聞いて納得したわけです。それでよしということで廃止もやむなしと私自身も思っていました。

鈴木市長になられましてから、もうちょっと検証をしたいんやと、さらなる検証ということで、2年間営業をしました。その結果、やっぱり存続は難しいということになってですね、今回の廃止条例、それから撤去の費用が上程されたわけなんで、私の立場としては原案賛成ということなのですが、ただひとつ気になるのがですね、先の予算特別委員会で、撤去費用の執行停止ということが決議されてしまいましたので、もしここで産業建設委員会として、この条例を否決した場合に、2つの委員会からねじれた結果が報告されるということがちょっと気がかりなわけなんですね。

○岡田副委員長

今否決といわれましたよね、採決した・・・。

○小山委員

そうそう、そうなんです。それでですね、そうかと言って、予算特別委員会の結果に配慮した産業建設委員会の結論を見出すとですね、じゃあこの常任委員会の存在意義というものがどうなんだということが非常に問題になってくると私は思うのですよね。その辺が非常に気がかりですので、皆さんその辺はどんなふうに思っているのか意見を聞かせてもらえたらという気はするのですが。

○山本委員

これはさ、本会議に出て、議案第 38 号だけの分離になって審議していくと思うんさな。その中で、どうするんや、こうするんやという話になるわな、これ。全体の、一般予算の中と、やすらぎ公園のプールの中の、予算委員会の附帯決議部分、あの中でも附帯決議には反対やけれども、予算は賛成と言うとる人もおるわけやで、そうですやろ、そうですやんか。そやでこれは分離で話をしていくと思うんさ、僕もようわからんけど、それしかできやんもん。そうですやろ・・・。

○世古口委員

予算は予算で。

○山本委員

予算は・・・、それで・・・、一番問題なんは、プールの条例の廃止案を出してきたということは、前の、あなたのいうガイドラインが、行財政改革の一環の中のあれで、森下市長が、もう万感やむなしという話になったわけや。ところが市長が新しく変わって、何とか子供のということになってきたわけや。それは、熱い思いの中で、我々もまあ祝儀と申しますか、当選したで、これはやっぱし応援もしたらないかんと、それやったらまた違う考えもあるんやろと、そう思って僕らも賛成したわさ、現実。ところがあの熱い思いがある今の鈴木市長が、もう 2 年間したけれども、ここに至っては、もうやっぱし万感やむをえないと、こういうことやと思うんやんな。そうすると恐らくここであったとしても、誓い将来またこの問題が再燃してくるわ、これは。今ここでやっても。ということは、全体をやっぱり見ていかないかんとと思うんや。子供もどんどん減ってくる。またあれも老朽化してきて、また要ると。近い将来また、必ずその問題、今これが通ったとしても近い将来必ずこの問題が再燃してくるわ、これわ。人が変わろうが、何しようが、要ったとしても市長がまた当選しても出てくるやろし、変わってもででくると思う。そうすると、やっぱしその今の言う、辻委員なんかが言う、あなたの代替案、いわゆるそれもいっぺん精査してもらって、いっぺんここでは決着をしておこうという話が、一番いいんではないんかなと思うよ、僕はわな。子供がどんどん減っていくんやで、ふえてきて、右肩上がりでどんどん押し押しということにはならんわさ。そういうことなんやわ。

○世古口委員

私もまあいろいろ思うわけですが、やはり過去の経過、議会の経過、あるいはまた行政側の行政改革の経過、そして今日に至っておるわけでございまして、常任委員会でやっぱり 1 つの方向性を求めながら、今まで話し合いをしてきたわけです。それはやっぱり小山委員、あるいはまた山本委員が言うように、横に置いておいて、この議論にはならんと思うんで、やっぱりこらでひとつの方向性を見出していないかんのではないかこのように思います。

○辻委員

私もひとつ参加させてもらいたいと思います。

私としては先ほども申させていただきましたが、大事なことは、このプールの廃止がいかんというわけじゃなくて、問題は、今利用されている方々も含めて代替案が出され

たわけですよ、あの時にもね。その代替案が1年という話だったから僕個人としては、こんなばかなことはやるなという話をさせていただきました。例えばこれが続くのであれば、また話が変わってくる。そういったことを考えると、今ですね、当局に聞かせていただいても、中途半端なご返事、申し訳ない、当然今すぐ結論が出るわけじゃないわけですよ。当局から見たら。そんなことを考えると、条例を例えば廃止しました、結局は当然廃止となれば、当然条例がありませんから、当然予算は執行されます。今の予算としては、開園するということはできませんから、当然壊す方向に行くというのはだいたいわかるのですが、そうするよりは、次の代替案がきちっと明確になるまでの間は、このままいったん・・・、私は金をかけて直せと言っておるんじゃない、金をかける必要はないかと思っています、今現在ね。今の当局の話だったら、金をかけて直す必要はないかと思っていますので、そのところは民間の施設をお借りする、それで金をかけておる、それは先々考えていっても壊そうと思っている施設ですから、そこへお金をかけるというのはどうかというふうに思っておりますので、もっともっと、あそこのやすらぎ公園、霊園も含めて施設をつくるんやというのであれば、話は別ですよ。考えているんやというのであればいいけど、全然その話も出てこない中で、今現在継続して使っていくだけでも、さっきの500何十万、それから次に4千何百万、要するに5千万近い金がまた飛んでいくというふうな話になってくると、もう永久に使うという話ならまた違うのですが、少しの期間を延ばすためにそういった金を使うのは無駄だろうというふうに思っております。

代替案が示される部分までは、やっぱり担保として必要ですので、プールとしての条例を廃止するんじゃない、その条例の中での規則やいろんな部分を使いながら、いったん休園、使えないような状態にするという形を、市長の判断をしていただければ私はいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった部分では、予算のほうは、あんなふうな形になってきておる、当然本会議ではわかりませんが、そのところを考えますと、先のことかみえてこない中で、今これを賛成反対という部分ではすごく難しい問題を迫られておるわけですから、今現在としてはいったん担保するためにもこの廃止という部分ではなくて、残しながら使わないという方向性をもっていくのがいいんじゃないかというふうに思っておりますので、私としては。

○山本委員

よろしいか、そうするとあなたの場合は、賛成も反対もしないということですか。

○辻委員

いえいえ。

○山本委員

いやいや、そういうことを言っておると違うの。ちょっとようわからんのやけれども。そういうことになるやろ。

○辻委員

だから私は今の状態であれば、このプールの条例の廃止についての議案に関しては反対せざるをえなくなってくるということです。

だから先ほど言わせてもらったように、条例の中で、条例規則の中で使わない、やは

り公園プール自体は使わないという形にしてもらいたいということです。
代替案の言われている民間施設を使うようにいったんは形にもらうと。

○山本委員

そうするとどういう・・・。

◎広委員長

だから・・・、副委員長。

○岡田副委員長

確かに辻さんの意見は僕もある程度認めるところがあるんですよ。辻さんの意見を認めるところもあるんですわ。僕は基本的に市民プールといわれるものは、という話もわかるのですが、基本的に、その行革の話もわかるんですよ。やけれども、僕は福祉の目的として、やっぱり市民プールという位置づけは、何か欲しいという考えをもっているんです。

逆に今言われた例えば、今つぶしてもうなしにしようと、政策がまだ何も決まっていない状態で、つぶしてしまう、それでその後の話を、もしここが担保がない状態で、他のところ、まあ小学校が使えるとかであればいいのですが、使えなくて、できませんとなったときにこれをつぶしてしまえということであれば、担保がとれないのでつぶしてしまっちは、将来プールがない、この状態どうしましょうという話になる可能性がありますわね。そう考えるなら、ここはやはりまだ今の状態ではちょっと考えは時期尚早になるのではないかと私は思うんですが、そういう点はこれを皆さんどう考えているのか聞きたいですね。

○山本委員

よろしいか、結局そんなんやったら、これをプールの条例廃止案を予算委員会みたい
に付託意見をつけて、あれをこれをやれと、こういうことやな、そうすると壊さんとい
うことを前提に、あれを使わんと、壊すんやなしに使わんということかいな、どうい
うことなんやな。

○岡田副委員長

僕の場合は、基本的には使ってもらうのはいいんですわ。今現在は使ってもらうのは
いいです。ただその後の保障がない以上は、あそこを使わざるをえないと思っているの
です。

○山本委員

そうすると辻さんとは違うんですね。

○岡田委員

そこが違うんです。

○山本委員

違うわな、それは。

○岡田副委員長

休ませろというわけではないです。僕は使わせろと。

代替案がきちっと決まって、例えば千の杜を10年間、20年間使わせてもらおう、小学校プールが使えるようになるというのなら、また話を考えますが、まだその確定たる保障がないですから。僕の考えはそうです。

○品川委員

私もちょっと自由討議ということで参加をさせていただきます。

この案件についてはですね、前回の森下市長の時に廃止ということが決定をされて、その後、先ほどもある説明があったように鈴木市長がまず1年、2年やらしてくれということで、私はこれ反対しました。それで約束として1、2年様子をみさせてくれと、これでできなかつたら廃止をするということで、今たぶん彼は、市長としてはぶれてなく、そのとおりに出してきたんやなと私は思っております。ですから私としては、この廃止のほうに賛成をしたいと思っておりますけれども、いろんな議論があった中で、これは福祉のプールも大事でしょう。そうすると僕は前から市長のほうにも申し上げておるのですが、本当に市民プールのぜひの問題、それから今やすらぎプールは実質40日しか動いていないわけですよ。この間の予算委員会の中でも津波が来ると泳げやん人は危ないから泳げという意見もありましたけれども、それでしたら、これから将来的にやるんだったら、広域の廃熱を利用するとか、メタン発酵を利用して、その廃熱を利用する温水的なプールも含めて、1年間ちゃんと泳げるプールをつくるのが正しいことで、40日間、雨の日も風の日もあって使えないような状況で、それがはたして市民プールといえるのかということ自体も含めてやるべきやと思います。そこまでやるのであればね。ただいまその時に、市としてはプールを設置するという事は考えていないということで、私は今肅々とまず1回、ここを切って、それでまたその中で沸いてくる話については対応をしていくというのがいいと思います。代替案についてはね、今は条例の部分なんで、代替案は予算の部分ですのでね、ここでは関係ないので、やっぱり思いもありますけれども、ここではやめておきますけれども、やっぱりそういうことやと思います。

やっぱり1回議決してですね、こう決めた、また新たな市長が、こうした、でもそれも期限付きということでやってきたのであって、私は市長の思いを尊重してですね、今回の廃止案については賛成したいとこのように思っております。

◎広委員長

委員長職を代わります。

◎岡田副委員長

委員長。

○広委員長

私の考えでは、今言われたのとほぼ近いのですが、ちょっと違うというのは、私はその今の状態で、やっぱり私も平成22年の時には賛成した。廃止することに賛成した立場であります。

今回のその状況というのは、このプールを解体するのを、執行をちょっとやめてくれというような附帯決議になりました。ということは、プールは残しておいて、そして代替案として今やすらぎのプールを使う、それでその条例というのを廃止します。廃止しますとプールは使えませんよね。ただし状況が代わってきた場合、状況が変わった場合というのは、代替案で仮にやすらぎプールを利用してあって、あと1年か2年かわかりませんが、その時に状況がもし変わった場合に、仮に今プールの存続を、廃止を反対しておられる方々が仮に、じゃあ私らが、全部管理しましょうと、仮にですよ、そういった状況が変わってきて、例えばポンプのその修理やそんなのも、仮に安くなったりですね、合併特例債を使っているんなやり方で最小限に費用が抑えられるような状況が変わった場合は、また条例をつくれればいいと、変な言い方ですが。条例はまたつくれるわけですから。5月とか6月とかに条例をつかってそしてまた運営もできていくわけですから、ましてやここ市長としては苦肉の策やと思うんですね。ものすごくやむにやまれずこうしていくしかないかなという非常に厳しい状況で今こういうふうな代替案を出されたらと思っておりますの、それを考えますと状況が変わったらまた条例をつくることを視野に入れながら、今はちょっと、とりあえずここで線を引くと言うのは品川さんと同じ考えで、廃止やむなしと今の状況です。状況が変わったら、また条例をつかってやるのもまた1つの策かなというふうに私は思っています、今回は市長の思いをくみまして私も賛成という立場をとりたい思っております。

○辻委員

さっきの委員長の御発言だと条例を廃止して、また条例をつくったらええやんかというような話だったと思います。あんまりにもそれはちょっと議会としてもですね、任期が変わってからの議会なら、話もわからんではないけれども、現状ですね、同じ任期の中で条例を廃止しました。すぐにまた条例をつくりますというような話にはならんのではないかなというふうに思っておりますので、その辺は、予算特別委員会では執行停止ということもありまして、そういった形では使わない、要するにあそこでは、予算が盛られている部分が、解体費用と代替案の費用が盛られておりますので、予算特別委員会では執行停止という形になっておりますので、予算特別委員会は。そこでちょっと難しい話がまた出るかと思っておりますけれども、ちょっと当局にもう1度確認させてもらいたいのですが、条例や規則の中でプールをいったん中止するということはできるのですか。ちょっとそれだけ先に聞きたいのですが。

●中井産業観光部長

基本的には運営するために条例あるいは規則等を定めますので、もちろん営業時間がありますとか料金でありますとかの変更の場合は、もちろん条例あるいは規則の中でお願いすることになるのですが、残しておいて休園するというのに一定期間、この条例を使わないという形にするのがいいのかというのは、もう少し私どもも、すぐにちょっと・・・。

○辻委員

それも難しいとなってくると。

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 47 分)

(再開 午前 11 時 50 分)

◎広委員長

休憩を閉じ、自由討議を続けます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

以上で自由討議は終わります。

討論はございませんか。

辻委員。

○辻委員

先ほどらい、質疑もさせてもらいながら委員間討論に参加させてもらいまして、現在代替案を含めたいろんなことが、セーフティネットがかかっていない状況でこの条例の廃止というのはいかかなものかというふうに思いますので、条例の廃止に関しまして反対の立場で討論させてもらいました。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

「議案第 38 号伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」は、反対の立場で討論に参加させていただきます。今年度の予算委員会の委員の一員として私も参加させていただきました。その中で、予算の中には、プールの代替案の費用、あるいは解体費用が計上されておりますが、多くの意見の中で附帯決議という形で決着がつかしました。その予算の内容については、私も苦渋の選択でございましたが、このプールの問題がありましたので、附帯決議を賛成ということで採決をしました。今回のやすらぎプールの条例廃止につきましては、予算委員会での話もございましたが、代替案について、将来に向けての安定的な代替案ではなくて、不安定的な代替案であり、予算委員会の付帯決議のとおり本市における市民プールの位置づけの考え方から現在明確ではないために、この条例について、廃止については反対の立場で討論に参加したいと思います。

◎広委員長

他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

他にないようですので討論は終わります。

それでは議案第 38 号に移りますが、採決につきましては、起立採決で行います。

この際、起立しない方は反対とみなしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。「議案第 38 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立ください。

(委員起立)

◎広委員長

可否同数でありますので、伊勢市議会委員会条例第 16 条第 1 項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は議案第 38 号については可決採決いたします。

昼食のため 1 時まで休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 54 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

【議案第 39 号 伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について】

◎広委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「議案第 39 号 伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について」の御審査を願います。

74 ページをお開きください。74 ページから 80 ページまででございます。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 39 号 伊勢市営宇治駐車場条例一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 40 号 伊勢市営住宅管理条例の一部改正について】

◎広委員長

次に、「議案第 40 号 伊勢市営住宅管理条例の一部改正について」の御審査を願います。

81 ページをお開きください。81 ページから 88 ページまでとなります。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 40 号 伊勢市営住宅管理条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 52 号 財産の処分について】

◎広委員長

次に「議案第 52 号 財産の処分について」のご審査を願います。

132 ページをお開きください。132 ページから 133 ページまでとなります。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第52号 財産の処分について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御意義なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 53 号 市道の路線の認定について】

◎広委員長

次に、「議案第 53 号 市道の路線の認定について」の御審査をお願いします。

134 ページをお開きください。134 ページから 142 ページまでとなります。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 53 号 市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 02 分)

(再開 午後1時02分)

【平成23年請願8号 「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願】

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

次に「平成23年請願第8号「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

品川委員。

○品川委員

私は今回賛成の立場からちょっと発言したいのですが、今回出された請願の文章については、非常に農業の部分が多いということで、本来なら他の部分が非常に多岐にわたっておるということで、継続審査のお願いがあがっておったわけですが、今の国の動向とか、そういうのを見るにつけ、なかなか進まないということも含めて、今回この請願には賛成ということにしたいと思います。

◎広委員長

他に発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

私も賛成の立場で発言させていただきます。

一步間違えれば自給率の低下につながるし、食料危機にもなるということがございます。そしてまた食の安全安心の確保や国民的な、言われておりますような、国民会保険制度の崩壊、そういったものも非常に失うものが多いということで、このたびの請願につきましては、賛成ということで申したいと思います。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

それでは採決をいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午後1時04分)

(再開 午後1時04分)

◎広委員長

討論はございませんか。
辻委員。

○辻委員

賛成の立場で討論に参加したいと思います。

本来であれば国のほうがしっかりと議論をしていただく、本来であれば特別委員会等を設けていただくように、私ども公明党では国でもそういったことを申し上げておりますが、今の政府の状況を見るとそうは言うておれないと。現段階の政府の対応を考えますと、これは、本請願に対して賛成せざるを得ないという状況になりますので、賛成としてさせていただきます。

◎広委員長

採決を取りたいと思います。

お諮りいたします。

「平成 23 年請願第 8 号」につきまして、採択することに賛成の方の御起立をお願いします。

(委員起立)

◎広委員長

起立多数と認めます。

よって「平成23年請願第 8 号」につきましては、採択すべしと決定いたしました。

【TPP参加反対の意見書（案）について】

◎広委員長

ただいま、採択すべしと決しました「平成 23 年請願第 8 号」につきましては、意見書の提出を求めたものでありますので、本請願が本会議で採択されました場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。

請願に係る意見書につきましては、議会改革特別委員会の中間報告を経て、所管の常任委員会で議案を作成し提出することが、議会運営委員会で決定されております。

この際、平成23年請願第 8 号に係る意見書案について、当委員会で御協議願うことにいたします。

「TPP参加に反対する意見書（案）について」を議題といたします。

委員長におきまして、文案を用意いたしておりますので、書記に配付いたさせます。

[議案を配付]

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 09 分)

(再開 午後 1 時 09 分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

ただいま配付いたしました意見書案につきまして、御協議願います。

修正等、御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでございますので、以上で審査を終わります。

それでは、討論に行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

お諮りいたします。

平成23年請願第8号に係る意見書(案)については、原案どおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(委員起立)

◎広委員長

起立多数と認めます。

よって当意見書案を原案のとおり平成23年請願第8号に係る意見書案とすることに決定いたしました。

なお、本会議で請願第8号が採択された場合、意見書案の提出者名は、委員会名で提出いたします。

以上で御審査いただきます案件は全て終わりましたが、委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

はい、品川委員。

○品川委員

岡田副委員長が反対という立場をとられておるので、委員会というより、賛成議員の連名で出されたほうが良いと思いますが。

◎広委員長

失礼しました。今品川委員から意見が出ましたとおり、意見書案の提出者名は賛成者の連名で提出をしたいと思いますが。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたが、委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時12分

上記署名する。

平成24年3月19日

委員長

委員

委員